

令和5年1月16日発行

役場からの行政・地域情報

(回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電 話 0984-42-2112

F A x 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.113

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

高原町の新型コロナウイルスワクチン接種状況について

高原町の新型コロナウイルスワクチンを接種された人数と接種率について報告します。データは国のワクチン接種記録システム（VRS）に記録された数値を用いています。（集計日：令和5年1月10日時点）

■接種回数別の内訳

	全 体 接種対象者 (5歳以上) 人口 8,735 人		うち 65 歳以上 (高齢者) 人口 3,746 人		うち 12～64 歳 人口 4,493 人		うち 5～11 歳 (小児接種) 人口 496 人	
	件 数 (件)	接種率 (%)	件 数 (件)	接種率 (%)	件 数 (件)	接種率 (%)	件 数 (件)	接種率 (%)
総接種件数	29,136	—	15,235	—	13,359	—	542	—
うち 1 回以上 接種件数	7,871	90.11	3,500	93.43	4,122	91.74	249	50.20
うち 2 回目接 種完了件数	7,820	89.52	3,493	93.25	4,090	91.03	237	47.78
うち 3 回目接 種完了件数	6,626	75.86	3,376	90.12	3,194	71.09	56	11.29
うち 4 回目接 種完了件数	4,615	52.83	2,964	79.12	1,651	36.75	—	—
うち 5 回目接 種完了件数	2,204	25.23	1,902	50.77	302	6.72	—	—

■3～5 回目接種完了者のうち、オミクロン株対応ワクチンを接種した件数

全 体			
接種対象者 (12 歳以上) 人口 8,239 人		うち 65 歳以上 (高齢者) 人口 3,746 人	
件数 (件)	接種率 (%)	件数 (件)	接種率 (%)
3,733	45.31	2,258	60.28

※VRSへの登録のタイミングにより、実際の接種人数と差が生じる場合があります。

※接種率については、住民基本台帳人口（R4.1.1時点）に対する割合です。

問 ほぼえみ館 担当：中村 みどり（なかむら みどり） ☎0984-42-4820

マイナンバーカード(個人番号カード)申請・交付 延長窓口・休日窓口開設のお知らせ

仕事や学業などで、平日の開庁時間内に窓口へ来られない方のために、下記の日程で窓口時間の延長と休日の窓口開設を実施いたします。

まだ申請をされていない方は、この機会に申請しましょう！

【2月の延長窓口】

日 時：令和5年2月9日（木）、16日（木）

午後5時15分～午後7時まで

場 所：庁舎1階 町民福祉課住民係

【2月の休日開庁】※事前予約が必要

日 時：令和5年2月26日（日） 午前8時30分～午後4時30分まで
(正午～午後1時を除く。)

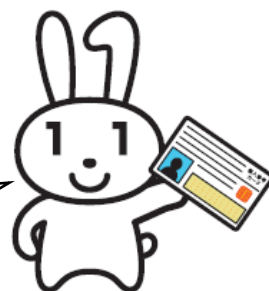
場 所：庁舎1階 町民福祉課住民係

予約開始日：令和5年2月1日（水） 午前8時30分から

予約締切日：令和5年2月22日（水） 午後5時まで

※定員になり次第、予約を締め切らせていただきます。

平日は、随時受け付けておりますので、
お気軽にお声かけください！



【注意事項】

- 休日開庁については予約制ですので、必ず事前に御連絡ください。事前予約が0件の場合、開庁いたしません。
- 窓口ではマイナンバーカードに関する手続きのみ受付けます。紛失等によるマイナンバーカードの再交付（有料）は、平日のみの受付けとなります。各種証明書の発行や住民異動届は受付けできません。
- 正面玄関は施錠されているため、役場西側（守衛室側）からお入りください。
- 15歳未満の方の手続きは、法定代理人の付き添いが必要です。本町のシステムにて同一世帯の続柄が確認できない場合は、法定代理人と本人の関係を認める戸籍謄本が必要となります。

問 | 町民福祉課 担当：中村 真琴（なかむら まこと） ☎0984-42-1067

「歩いてもらおう！たかはる健幸ポイント事業」について(御案内)

令和4年7月1日から実施しておりました「歩いてもらおう！たかはる健幸ポイント事業」のポイントカード提出期限及び特典配布について、下記のとおり御案内いたします。

1 提出期限 令和5年1月31日（火）まで

※土日を除く、午前8時30分から午後5時15分の間で受付を行っています。

※期限を過ぎての提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

※上記時間内に提出できない場合は、御連絡ください。

2 提出場所 高原町役場 2 階 総合政策課地域政策係

3 特典配布 **令和 5 年 3 月末までに郵送予定**

御不明な点につきましては、担当課にお問い合わせください。

問 | 総合政策課 担当：寺師 淳一郎（てらし じゅんいちろう） ☎0984-42-2115

宮崎ねんりんピック2023参加者募集について

●開催日 **令和 5 年 5 月 21 日（日）**

ラージボール卓球 5 月 14 日（日） ゴルフ競技 5 月 19 日（金）

ミニテニス競技 5 月 22 日（月）

●会場 宮崎市・都城市・小林市・西都市・綾町・新富町

●申込期間 **令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 3 月 15 日（水）**

※ほほえみ館での受け付けは、2 月 28 日（火）までの開庁日となります。

●申込方法 申込用紙へ住所、氏名、生年月日、電話等の必要事項を御記入の上、ほほえみ館または宮崎県社会福祉協議会・長寿社会推進センターへ御提出ください。

申込用紙・競技実施要項は、ほほえみ館 高齢者あんしん係にあります。また、宮崎県社会福祉協議会ホームページ
<http://www.mkensha.or.jp> からダウンロードできます。

●参加料 500 円（参加決定後、郵便局で振り込み）

●参加資格 60 歳以上（昭和 39 年 4 月 1 日以前に生まれた方）

●ねんりんピック実施種目

☐ ラージボール卓球	☐ ソフトバレーボール	☐ ラグビーフットボール
☐ テニス	☐ ミニテニス	☐ パークゴルフ
☐ ソフトテニス	☐ 弓道	☐ 水泳
☐ ソフトボール	☐ 剣道	☐ 卓球バレー
☐ ゲートボール	☐ なぎなた	☐ ダンススポーツ
☐ ペタンク	☐ 太極拳	☐ 還暦軟式野球
☐ ターゲット・バードゴルフ	☐ 四半的弓道	☐ 囲碁
☐ グラウンド・ゴルフ	☐ ボウリング	☐ 将棋
☐ バウンドテニス	☐ ゴルフ	☐ 健康マージャン
☐ ミニバレーボール	☐ サッカー	

※ ○がついている種目は、第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会の予選会を兼ねています。

●お問い合わせ先 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会長寿社会推進センター
TEL：0985-31-9630

問 | ほほえみ館 担当：山下 杏奈（やました あんな） ☎0984-42-2581

高原町メールサービスの登録の御案内

災害に係る情報、感染症など防疫に係る情報、交通・防犯、特殊詐欺、不審者情報などの発生状況、年末年始のごみ出しなど生活に係る情報等を登録者に対し配信しています。視覚障害などのある方には音声でお伝えする電話での登録も可能です。電話登録については、制限がございますので、登録を希望される場合には下記問合せ先までお問合せください。

(スマートフォンの方)

<https://plus.sugumail.com/usr/takaharu/>

(フィーチャーフォン（ガラケー）の方)

<https://m.sugumail.com/m/takaharu/>

(QRコード)



【サービスに関するお問い合わせ】

高原町役場総務課 危機管理係 ☎ 0 9 8 4 - 42 - 2 1 1 2

高原町内事業者価格高騰対策支援について

燃油や原材料等の価格高騰の影響を受けた町内事業者への支援補助を目的に商品券を交付します。

交付対象者	次の要件の全てに該当する者 ・総務省・経済産業省の経済センサス産業大分類に属する事業を営んでいること。 ・令和4年10月1日時点で事業を行っており、事業継続の意思があること。 ・高原町商工会に加入していること。 ・町内に事業所を有する法人又は本町民で町内外に事業所を有する個人事業主 ・令和4年1月から12月のいずれかの月の売上が、令和2年から令和3年のいずれかの年の同月と比較して、1か月でも減少していること。又は令和4年1月から12月のいずれかの月の燃料費や仕入れ等の費用が、令和3年同時期と比較して、1か月でも増加していること。 ※対象となる費用 電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油、原料、仕入れ等
対象外となる者	・高原町暴力団排除条例（平成23年高原町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者であること。 ・宗教上の組織又は団体 ・政治団体 ・農業を主たる事業として営む者 ・主たる収入が給与収入である者 ・本町から他の同様な補助や支援を受けた者又は受ける予定の者 ※高原町宿泊施設燃料価格高騰対策支援事業補助金 ※肥料価格高騰対策支援金 ※きばる高原町の園芸農家情熱的活力支援事業補助金 ※医療・福祉分野における物価高騰対策支援金 等
交付額	・法人10万円分、個人5万円分の商品券交付（同一交付対象者に1回限り）
必要な申請書類	○原油価格・物価高騰対策支援補助交付申請書 法人 →直近の法人税確定申告書の控え 比較年の損益計算書や総勘定元帳など 個人(青色申告者) →令和3年分所得税確定申告書の控え 比較年の所得税青色収支決算書 個人(白色申告者) →令和3年分個人住民税申告書の控え 比較年の収支内訳書 ○令和4年の売上台帳の写し(売上が分かる損益計算書や総勘定元帳など) ※売上減少で申請する場合に必要となります。 ○燃料費や原材料費等の経理状況が分かる書類(現金出納帳や総勘定元帳、通帳など) ※燃料費や仕入れ等の費用増加で申請する場合に必要となります。
申請及び交付方法	商工会窓口で申請し、後日承認のハガキが届いたのちに、商工会にて受取
申請期間及び窓口	令和5年1月10日(火)～令和5年1月27日(金) 高原町商工会 (9:00～17:00)

※法人又は個人事業者で、令和4年1月以降に創業又は法人を設立した場合は、別途ご相談ください。

※申請書を事前に作成される場合は、高原町商工会と高原町役場のホームページに掲載されていますので各自でご確認ください。

※交付された商品券の利用期限は、令和5年2月28日(火)までとなります。

●お問い合わせ 高原町商工会 ☎42-1158

月～金 9:00～17:00（土、日、祝日を除く）

高原町議会主催

議員とふれあい話そう会

～町民のみなさまとの意見交換会～

令和5年2月4日(土) 13:30～15:00

2月5日(日) 13:30～15:00

※ご都合のいい日にご参加下さい。

会場: ほぼえみ館中研修室

または、オンライン会議



第1部 議会からの報告

第2部 意見交換会～ 高原町の未来を考える
(福祉・経済・教育についてなど)

※グループに分かれて行います

当日の流れ

- 13:00 ZOOM 及び中研修室にて受付開始
- 13:30 開会
- 13:40 議会からの報告
- 13:50 意見交換会
- 15:00 閉会

※オンライン参加方法

事前に、下記の QR コードから
2月2日(木) 17:00までに
申し込みください。



※対面での参加方法

当日直接、ほぼえみ館中研修室に
お越しください。

問い合わせ: 高原町議会事務局

☎0984-42-5138

✉gikai@town.takaharu.lg.jp

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止になる場合があります。問い合わせください。

令和 5 年度（令和 4 年中）住民税・国民健康保険税等の申告のお知らせ

★ 申告とは

令和 5 年 1 月 1 日現在高原町に住所のある人が、令和 4 年中の所得を申告するものです。この申告は、令和 5 年度の町県民税、国民健康保険税等を決定するとともに、所得証明書の発行や学校、保育園、医療、福祉、公営住宅などに関する各種証明や申請をする際の基礎となる重要な行政制度です。

★ 申告期間・会場

◇ 申 告 期 間 : 令和 5 年 2 月 1 4 日（火）から令和 5 年 3 月 1 5 日（水）まで

◇ 申告相談会場 : 高原町総合保健福祉センターほほえみ館（高原町役場税務課主催の会場）

★ 申告日程および感染予防対策

◇ 申告日程は裏面のとおりです。混雑を避けるため御自分の指定地区の日に申告をお願いします。ただし、当日体調が優れない場合は、後日、指定日以外の日にお越しください。

◇ 来館される皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い・うがいやマスク着用などの感染予防対策を講じています。来館の際は、マスク着用等の感染予防への御協力をお願いします。また、常時換気を行っているため、暖かい服装にてお越しください。

◇ 申告相談の順番をお待ちの際は、感染拡大防止の観点から、お車内での待機や後程の来館をお願いする場合があります。

★ 住民税・国民健康保険税等の申告が必要な人および申告の際に必要なもの

右のフローチャート図を御覧頂き判断ください。御不明な場合はお問い合わせください。

★ 税務署から確定申告の案内通知が届いた人

感染予防のため、e-Tax 又は郵送での税務署提出への御協力をお願いします。

※小林税務署で直接申告される場合は、受付期間が 2 月 1 6 日（木）～3 月 1 5 日（水）の間となっております（税務署の会場は、『入場整理券』が必要です。）。

★ 申告についてのお問い合わせ

医療費控除または医療費控除の特例を申告される方や営業や農業等の申告をされる方につきましては、申告期間の前に医療費控除の明細書等の作成・収支内訳書の作成についての相談を受け付けますので、御希望の方は事前に御連絡の上、2 月 8 日（水）までに役場税務課窓口へお越しください。（収支内訳書の作成について事前相談をされた方でも、申告期間中にはほほえみ館や税務署で申告を行わなければなりません。）。

御不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

私は申告する必要があるでしょうか？ 矢印で確認してください

スタート

令和5年1月1日に高原町に住んでいましたか？

いいえ

令和5年1月1日に住んでいた市町村に問い合わせください。

はい

令和4年中に収入がありましたか？

いいえ

同居する親族が年末調整、確定申告等であなたを扶養親族として申告しますか？

いいえ

住民税申告が必要です

申告は必要ありません

はい

令和4年中の収入は給与収入だけですか？

いいえ

令和4年中の収入は公的年金だけですか？

はい

令和4年中の全ての公的年金収入の合計額が400万円以下で、かつ、全てが源泉徴収の対象ですか？

はい

いいえ

いいえ

はい

年末調整は済んでいますか？

はい

申告が必要です

いいえ

給与は1カ所からのみですか？

はい

いいえ

主たる給与以外の給与収入額と、農業、年金・配当等その他の所得額との合計が20万円を超えますか？

はい

いいえ

住民税申告が必要です

はい

小林税務署で申告等してください

いいえ

小林税務署又は役場で申告してください

公的年金の扶養控除申告書に記載した扶養親族等の数を変更したり、医療費・生命保険料・寄附金等の各種控除を受けたりしますか？

いいえ

申告は必要ありません

はい

年末調整で申告した扶養親族等の数を変更したり、医療費・生命保険料・寄附金等の各種控除を受けたりしますか？

いいえ

申告は必要ありません

はい

所得税が還付になった場合、これを受け取りますか？

いいえ

住民税申告が必要です

<申告に必要なもの>

- ①マイナンバーカード又は通知カード
- ②収支内訳書、帳簿、領収書等（営業、農業、不動産、雑所得等の収支がある方のみ）
- ③給与、年金の源泉徴収票（複数ある場合は全て）
- ④各種控除を受けるための証明書
- ⑤医療費控除明細書（医療費控除を受ける方のみ）
- ⑥還付金振込口座の通帳、キャッシュカード等

御不明な点がありましたらお気軽にお問合せください。

令和5年度（令和4年中）所得申告相談会場日程表

月	日	曜日	指定地区等	受付時間	申告相談会場
2	14	火	蒲牟田区	午前9時 ～ 午後3時	高原町総合保健福祉 センターほほえみ館 (中研修室)
	15	水	鹿児島区		
	16	木	上麓区		
	17	金	下麓区		
	20	月	上後川内区・川平区		
	21	火	下後川内区		
	22	水	並木区		
	24	金	並木区・常盤台区		
	27	月	下広原区		
	28	火	高原町からの所得 申告日程の通知が あった人		
3	1	水	下広原区・西広原区		
	2	木	上広原区		
	3	金	出口区		
	6	月	花堂区・小塚区		
	7	火	北狭野区・中平区		
	8	水	南狭野区		
	9	木	湯之元区・祓川区		
	10	金	上記期間で申告の できなかった人・ 再申告の人 (全地区)		
	13	月			
	14	火			
	15	水			

- 人の密集を避けるため、御自分の指定地区の日に申告をしてください（体調が優れない場合を除きます。）。例年、最終3日間の申告者が多くなる傾向があります。
- 申告相談の順番をお待ちの際は、密集を避けるため、お車内での待機や後程の来館をお願いする場合があります。
- 館内は常時換気を行っていますので、暖かい服装にてお越しください。
- 2月28日、3月1日は、申告人数の平準化のために、申告者の多い地区から任意に抽出した方へ後日案内文書を送付しますので、申告の円滑な進行への御協力をお願いします。

令和4年分農業所得申告に伴う収支内訳書作成について（お願い）

日頃より本町の税行政に御理解を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、2月14日(火)から3月15日(水)までの日程で申告相談を受け付けます。農業所得は収支計算が必要ですので、この収支内訳書に令和4年1月から12月までの収入及び支出金額を記入し、必ず申告相談会場へ御持参いただきますようお願いいたします。

【収支内訳書の記載のしかた】

- ① 収入金額 …… 農業収入金額を農産物・畜産物ごとに、また交付金等は雑収入として右の表に記入してください。新型コロナウイルス感染症の影響に関連して国等から支給された助成金等も記入してください。
- ② 支出金額 …… 農業支出金額（経費）を、牛に掛かった経費と牛以外（米や野菜）に掛かった経費に分けて、裏面の表に記入してください。

【申告される際に必要なもの】

- ① マイナンバーカード又は通知カード
- ② 農業所得等の事業所得を申告される方は令和4年中の収入・支出の分かるもの
 - ・ 収入証明書(販売・出荷先からの証明)、米の出荷証明書
 - ・ 領収書・通帳等(経費分) ※領収書は経費科目ごとにまとめてください。
 - ・ 取引実績書(農協と取引のある場合)
- ③ 子牛のセリ売証（市場でもらう緑色枠の伝票及び農協でもらうピンク色枠の伝票）、成牛のセリ払証（市場でもらう緑色枠の伝票）等
- ④ 給与・年金収入等のある方は源泉徴収票、給与明細など。
- ⑤ 国民年金保険料控除証明書等の各種控除を受けるための証明書
- ⑥ 医療費控除を受ける方は、医療費控除明細書。
- ⑦ 通帳（所得税の納付・還付が生じた場合に必要となります。）
※所得税の納付が生じ、初めて口座からの振替を希望する場合は、振替を希望される口座の届出印も必要となります。

【家事消費米等の基準額】 ※次の①または②のどちらかを選択してください。

- ① 生産者毎の出荷米の価格を基準とする場合
出荷米の平均価格を基準額とし、もみは玄米の価格×0.8として計算する。
- ② 令和4年産米の小林地区出荷平均価格を基準とする場合
1俵（30kg）を玄米は6,000円、もみは4,800円として計算する。

申告会場では収支内訳書の記載内容を、領収書及び農協などの取引業者が発行する取引明細書などにより確認します。収支内訳書が記載されていない方や、書類が整理されていない方は、相談の順番が後になる場合がありますので御注意ください。

なお、収支内訳書の記載内容を確認したい場合は、役場税務課にて事前に相談を受け付けますので、御連絡の上、2月8日（水）までに、お越してください。

◎ 御不明な点等ございましたら、お気軽に高原町役場税務課賦課係へお問い合わせください。

電話 42-2113

収 支 内 訳 書 （ 農 業 用 ）

住 所			
氏 名		電話番号	

収 入 金 額

農協・市場・畜連からの販売証明書・売却証明書を持参してください。							
販 売 家事消費 事業消費	農畜産物の種類・名等		作付面積	販売（庭先取引を含む）		家事・事業消費（贈答を含む）	
				数 量	金 額	数 量	金 額
	農 産 物	米	反		円		円
					円		円
					円		円
					円		円
		小 計			円		円
	畜 産 物	子 牛		頭	円		
		成牛（親牛）		頭	円		
					円		円
				円		円	
小 計				円		円	
雑 収 入	各種交付金・受取共済金・市場戻し金等の収入金額を計上してください。						
	名 称					金 額	
	持続化給付金					円	
	経営所得安定対策交付金（米・水田活用）					円	
	中山間地域等直接支払交付金					円	
						円	
						円	
合 計					円		

支 出 金 額 [償却資産購入費]

令和4年中に購入した10万円以上の農機具および新築・増改築した農業施設

名 称	購 入 日	購 入 金 額	補助金	備 考
	令和4年 月 日	円	有・無	
	令和4年 月 日	円	有・無	
	令和4年 月 日	円	有・無	

※ 農機具等の購入に国県・町の補助金がある場合には「有」に○し、雑収入欄に補助金名・金額を記入ください。
 ※ 購入した農機具等が中古品の場合は、備考欄に「中古」と記入し、購入までの使用年数を記入ください。

支出金額

(単位:円)

番号	科 目	経 費 合 計			具 体 例
			うち 米や野菜等 の経費	うち 牛の経費	
1	雇 人 費				常時雇い・臨時雇いの労賃及び賄い費 ※同一生計者への労賃・賄い費は含めないこと。
2	小作料・賃借料				地主に支払う農地の借料、農機具の借料、農協などの施設使用料
3	減 価 償 却 費				※減価償却費については申告会場にて計算します。 令和4年中の取得について、表面の購入資産等の御記入をお願いします。
4	利 子 割 引 料				農業経営のための借入金等に係る利子・割引料
5	租 税 公 課				土地・建物・償却資産の固定資産税、不動産取得税、自動車税(取得費・重量税を含む)、課税事業者として納付した消費税、印紙税、組合費等のうち農業用の部分
6	種 苗 費				水稻苗、種もみ、飼料種子、苗類、種いも等の購入費用
7	素 畜 費				子牛・母牛(育成・繁殖)・子豚・ひな等の取得費、人工授精(種付け)費用、登録料等、生産検査費用
8	肥 料 費				肥料の購入・散布費用
9	飼 料 費				飼料やワラの購入費用
10	農 具 費				取得価格が10万円未満、または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用
11	農 薬 衛 生 費				農薬の購入費、空中防除、家畜の予防注射、家畜薬、家畜の治療費、削蹄料等
12	諸 材 料 費				ビニール、ロープ、面、スコップ、カマ、敷き藁、おがくず、シラス等の諸材料の購入費用
13	修 繕 費				農機具、農業用車両、農業用建物や施設の修理に要した費用、トラック等の車検費用等【農業に使用している割合部分のみ】
14	動力電気料	☆	☆	☆	電気料金【農業用に使用した部分】
	水道料	☆	☆	☆	水道料金【農業用に使用した部分】 ※肉用牛成牛1頭当たりの飲水量の目安は50ℓ／日(年間約2,700円)
	燃料費等	☆	☆	☆	ガソリン・軽油・重油・混合油等の燃料費【農業用に使用した部分】
	計				
15	作業用衣料費				作業服・地下足袋・長靴・軍手等の購入費で農業用の部分
16	農業共済掛金				水稻・果樹・家畜・温室等に係る共済掛金、農業用資産に対する火災保険料、車両の保険料、野菜等の価格安定制度の掛け金等
17	荷造運賃手数料				出荷の際の袋・箱・ひも等の包装費用、運賃、農協手数料など出荷先に支払う手数料
18	土地改良費				土地改良費(経常賦課金)、水利費など
19	農作業委託料				耕運、田植え・稲刈り・粃すり乾燥、飼料収穫・梱包等の作業委託料
20	セリ市手数料				積立金と宮崎牛消費券もしくは地域負担金は除いてください。
21	雑 費				農業用の費用で、上記の経費に分類しがたいもの(農業新聞、セリ市名簿等)
合 計					※生活費や表面の収入に含めない作物(家庭菜園等)を作るための支出は必要経費に含めることはできません。

※ $\left(\begin{array}{c} \text{経費合計} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{うち} \\ \text{米や野菜等} \\ \text{の経費} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{うち} \\ \text{牛の経費} \end{array} \right)$ になるように記入してください。

注) 合計に「14 動力水熱費」の☆欄の金額は加算しないよう気を付けてください。

確定申告 無料相談のお知らせ

税理士が税理士事務所で所得税・個人消費税に関する相談に無料で応じます。
相談を希望される税理士事務所に、事前にお電話などで予約をしてください。
なお、申告書・決算書・帳簿などの作成をした場合は有料となります。

南九州税理士会 小林支部 会員名簿 (五十音順)

税 理 士 名	事 務 所 所 在 地	市外局番(0984)
有 森 和 良	小林市細野 4 4 6 番地	2 3 - 1 7 0 3
上 野 吉 伸	小林市細野 4 4 6 番地 3	2 2 - 4 7 5 5
采 女 和 仁	小林市細野 1 1 8 7 番地 1	4 8 - 8 6 8 7
大 萩 眞 一	小林市野尻町三ヶ野山 4 3 5 4 番地 3	4 4 - 3 3 3 5
木 下 香 奈 子	小林市細野 4 7 4 番地 1	2 2 - 3 3 9 4
黒 木 靖 夫	えびの市大字原田 3431 番地 もみの木アパート 102 号	070-4276-9460
坂 元 隆 一 郎	小林市細野 4 7 4 番地 1	2 2 - 3 3 9 4
下 野 秀 晴	小林市細野 2 0 3 6 番地 1 2	2 3 - 2 6 8 5
田 中 久 春	えびの市大字岡松 4 1 8 番地 2 0	3 7 - 1 0 1 0
濱 田 眞 次	小林市細野 2 0 3 6 番地 1 2 下野税理士事務所	2 3 - 2 6 8 5
久 嶋 圭 一	小林市南西方 3 4 番地 3	4 8 - 8 7 1 0
前 原 和 明	小林市細野 3 5 6 番地 1	2 2 - 5 1 6 1
柳 田 晴 幸	小林市真方 4 8 8 番地 3	2 2 - 2 1 7 4
山 崎 孝 公	小林市堤 2 9 6 2 番地 3 リコービル 102 号	2 7 - 3 0 6 7
山 下 恵 朗	えびの市大字原田 7 0 番地 1	2 1 - 3 1 5 5
山 本 正 一	えびの市大字向江 8 4 6 番地 5	3 7 - 0 8 6 5

税理士には、職務上知り得た秘密を守る義務(守秘義務)が課せられていますので、安心してご相談ください。

実施期間

令和5年 2月1日(水) ~ 2月28日(火)
の土・日・祝日を除く平日 (9時~16時)

【この文書のお問い合わせ先】

南九州税理士会小林支部 支部長 大萩 眞一 (電話 090-4997-6840)

令和5年1月16日

町 民 各 位

高原町長 高妻 経信

高齢者インフルエンザ予防接種はお済みですか？

高齢者インフルエンザ予防接種の実施期間が、2月末まで延長となりました。

まだ予防接種がお済みでない方は、裏面の実施医療機関で受けられますので再度ご案内いたします。

1 実施期間	令和5年2月28日まで
2 助成対象者	① 65歳以上の方（接種日時点） ② 60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器または免疫の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方（医師の診断による）。
3 接種回数・方法	1回接種。0.5ml 皮下注射
4 料 金 (自己負担金)	1,500円 ※実施期間を過ぎると全額自己負担となります。 ※生活保護世帯の方は無料です。 (医療機関窓口で証明できるものを提示するか、申し出てください。)
5 持参するもの	健康保険証
6 予 診 票	医療機関の窓口においてあります。 ※原則、予防接種を受ける方に記入していただきますので、老眼鏡等が必要な方は、忘れずにお持ちください。

裏面もお読みください

7 実施医療機関 事前に予約が必要です。

	医療機関名	電話番号		医療機関名	電話番号
高原町	川井田医院	42-2000	小林市	前田内科医院	22-5802
	ふきやま霧島東麓クリニック	25-6010		榎内視鏡内科病院	22-2819
	国民健康保険高原病院	42-1022		宮崎医院	22-2841
小林市	池井病院	23-4151		よしむら循環器内科クリニック	27-3339
	池田病院	23-3535		小林市立須木診療所	48-2025
	西小林診療所	27-1034		押川病院	44-1005
	小林泌尿器科クリニック	25-0505		野尻中央病院	44-1141
	小林保養院	22-2836	えびの市	いしざわ循環器内科	33-1438
	整形外科押領司病院	22-3131		えびの共立病院	37-1313
	整形外科フレンドクリニック	22-3132		京町温泉クリニック	37-2233
	沖内科・小児科医院	22-4043		えびの眼科こだま小児科医院	35-3003
	桑原記念病院	22-4138		えびの整形外科医院	35-1250
	すわクリニック	22-6489		杉原耳鼻咽喉科	21-3100
	和田クリニック	23-5653		京町共立病院	37-1011
	園田病院	22-2221		若葉クリニック	33-3838
	高崎皮膚科医院	22-8521		えびの第一クリニック	33-0148
	立山整形外科医院	22-1717		丹医	33-0107
	くすもと内科クリニック	23-1115		えびのセントロクリニック	33-5777
	ひろた内科クリニック	25-0550		前田医院	35-1151
	柊山医院	22-2503		渡辺医院	37-1109
	ほりファミリークリニック	23-3988		えびの市立病院	33-1023

西諸地域以外の^{●●●●}県内医療機関でも、高齢者インフルエンザ予防接種実施期間が2月末まで延長となっています。希望する医療機関へ確認をお願いします。

ご不明な点がございましたら、ほほえみ館 健康づくり推進係（☎42-4820）までお問い合わせください。



（文書取扱 ほほえみ館 健康づくり推進係）

町民 各位

高原町長 高妻 経信

第77回南九州駅伝競走大会に伴う交通整理について

標記大会の開催に伴い、下記の時間内にて交通整理を実施されます。皆様には御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 日 程

令和5年2月5日（日） 午前10時00分 スタート えびの市真幸地区体育館前

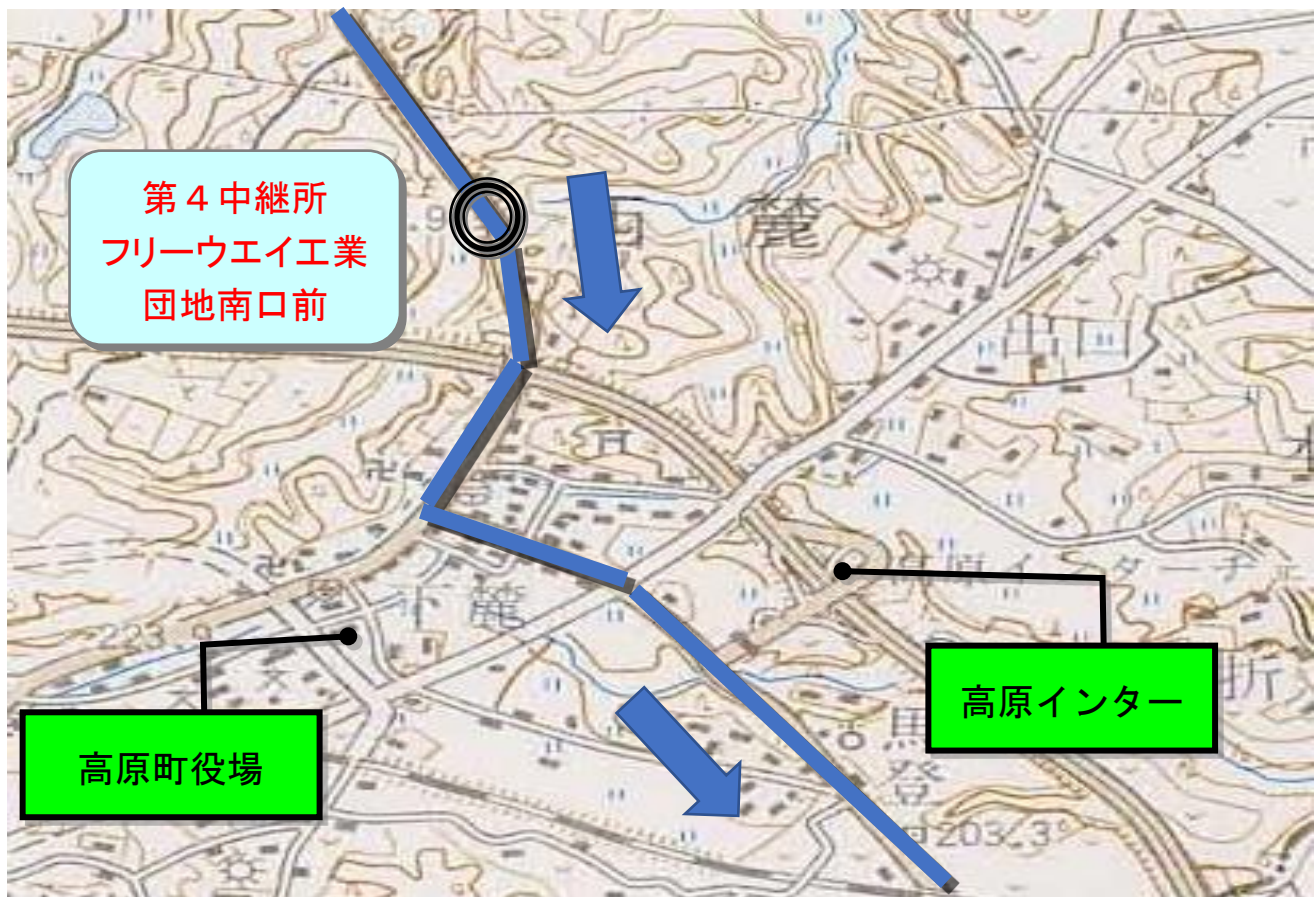
2 通過予定時刻（コースは、下図のとおり）

第4中継所 高原フリーウェイ工業団地南口前 午前11時36分頃通過予定

高原フリーウェイ工業団地南口前から都城市方面に交通規制が行われます。

通過予定時刻前後（11時00分～12時00分）は交通渋滞が予想されます。

※状況によっては、通過時間が前後する可能性がありますので、予め御了承ください。



（文書取扱 高原町教育総務課）

地域安全ニュース

架空料金請求詐欺被害が激増中

◎ 宮崎県内の特殊詐欺認知状況（令和4年1月～11月末）

	全体	去年同期	架空料金請求詐欺	去年同期
認知件数	50件	20件	36件	13件
被害額	1億3,493万円	5,705万円	1億2,206万円	1,882万円

※ 特殊詐欺全体で、去年同期と比較して、認知件数が30件、被害額が7,708万円増加しています。さらに架空料金請求詐欺は認知件数が23件、被害額が1億0324万円激増する深刻な状況となっています。

被害の内訳・年齢構成

年 齢	性別	全体	オレオレ	架空請求	融資保証	還 付 金	ギャンブル	キャッシュ カード詐欺窓
29歳以下	男性	2		2				
	女性	2		2				
30歳代	男性	2		1	1			
	女性	0						
40歳代	男性	4		3			1	1
	女性	1		1				
50歳代	男性	4		3				
	女性	4		4				
60～64歳	男性	0						
	女性	3		2		1		
65～69歳	男性	8		5	1	2		
	女性	6				6		
70歳代	男性	3	1	2				
	女性	9		9				
80歳以上	男性	1		1				
	女性	1		1				
合 計		50	1	36	2	9	1	1

被害防止のポイント

- ◎身に覚えのないメール等は開かない
- ◎不審なメールに添付されたURLには絶対にアクセスしない。
- ◎「電子マネー」で支払いを要求されたときは詐欺を疑う
- ◎「自分は絶対にだまされない。」と思っていっても、犯人からの電話に出ると不安をあおられ、巧みな話術にだまされてしまいます。
- ◎不審なメール等を受信したら、必ず誰かに相談するか最寄りの警察署や交番・駐在所又は警察相談電話「#9110」に連絡してください。

令和5年2月発行
小林地区防犯協会
電話23-0229
小林警察署
電話23-0110